

令和3年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年10月4日（月）  
午前9時30分～午前10時52分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝  
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清  
11番 山崎 巖 12番 福山 英則  
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝  
15番 北森 正誠 16番 渡辺 正志  
17番 金田 修一 18番 長谷 幹夫  
19番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 21番 五十嵐英夫
5. 議 題 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第32号 事業計画の変更申請について  
議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第34号 非農地証明書の交付について  
議案第35号 富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱制定の件  
議案第36号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について  
報告事項第30号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第31号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第33号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて  
報告事項第34号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

報告事項第 35 号 農地所有適格法人報告書の要件確認について

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、21番五十嵐委員から欠席届があり、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和3年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

議事に入ります前に10月1日付で新しく農業委員に任命されました杉林委員を紹介いたします。

杉林清則委員です。

(杉林委員 挨拶)

会 長 それでは、よろしくお願いたします。

この度の杉林委員の就任に伴い、総会議席をお手元に配布のとおり変更したいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日は、議案7件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。18番長谷委員、19番金木委員、両委員にお願いしたいと思います。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は13件で、申請面積は48,531.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧

ください。

1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番から8番は、農業協同組合が譲受人となる特殊事由による所有権移転です。農協が譲受人となる場合、農地所有適格法人の要件と下限面積要件を満たす必要はありません。いずれも相手方の要望により所有権を移転するものです。

9番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

10番と11番は譲受人が同一で新規農家であります。

10番は労働力不足、11番は経営の縮小により、所有権を移転するものです。

12番は、新規農家であります。労働力不足により、所有権を移転するものです。

13番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

12番については、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 12番についてですが、9月28日に譲受人と高田推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行いました。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はありませんでした。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、議案第31号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書6ページをご覧ください。

議案第31号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が1件、面積は456㎡、

5条申請が18件、面積は16,736㎡です。

それでは、議案書7ページをご覧ください。まず、最初に4条の申請内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、呉羽地区において、農家住宅の敷地を拡張する計画であります。ブルーベリー観光農園を開設するため、現在の住居の隣接地に農作業場及び来場者用の駐車場を整備する計画であります。ブルーベリー農場につきましては、申請地南側一体の農地に防除シートを敷き、ポット栽培を行う計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして8ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請の1番は、太田地区において資材置場を整備する計画であります。申請人の〇〇〇〇は、主に建設業を営んでおり、近年、受注量の増加から既存の資材置場が手狭になっており、隣接地において資材置場を確保し一体利用を図ることで作業の効率化を図るものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請の2番は月岡地区において、貸倉庫を整備する計画であります。申請人は、●●●●の取締役であり、現在燃料小売業を営んでおります。近年、灯油及びガス機器販売に付随した配管工事の受注が増加しており、機械や資材等の格納場所が手狭になっていることから隣接地に倉庫を建築し、会社に賃貸する計画であります。申請地は、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請の3番は、広田地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の△△△△は、貨物自動車運送事業を営んでおり、近年、荷物扱い量が大幅に増加していることから、荷物の仕分け場所、また、従業員の増員による駐車場の確保が急務となっており、今回、隣接地に駐車場を整備する計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を

適用しております。

5条申請の4番は、大沢野北部地区において、事務所及び倉庫を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は、主に金属部品の加工業を営んでおり、事業拡大に伴い既存の事務所・倉庫が手狭となっていることから、隣接地に事務所及び倉庫を建築する計画であります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請の5番は、大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請地につきましては、過去に農地転用許可された場所であり、計画が実行されないまま現在に至っておりますが、今回申請者が申請地南側の宅地部分も含めた敷地で一般住宅を建築し、事業を承継する計画であります。申請地は既に盛土されており始末書の添付がございます。申請地は、鉄道、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請の6番は、大沢野北部地区において、農家住宅（住宅及び農業用施設）を建築する計画であります。こちらについては国土交通省が施工する「一般国道41号大沢野富山南道路工事」による土地の収用により、建物の移転の必要が生じたため同集落内で申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請の7番は大沢野北部地区において、貸駐車場を整備する計画であります。申請人は□□□□の代表取締役であり、会社等の打合せで自宅を使用する機会が頻繁にあり路上駐車が問題となっていることから、その解消のため、来客用と近隣住民3名用の駐車場を整備する計画であります。申請書には近隣住民含め、賃借人4名分の要望書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請の8番は、大沢野北部地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。子供の成長に伴い、既存住宅が手狭となったため、隣接地に子供用の学習スペースを建築する計画であります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書10ページをご覧ください。

5条申請の9番は大沢野北部地区において、一般住宅を建築するものであります。申請地周辺に銀行やスーパー、医療施設、飲食店があり、利便性の高い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件

となります。

5条申請の10番は、大沢野南部地区において資材置場を整備する計画であります。申請人の■■■■は、主に産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業を営んでおります。今回、新規取引先の増加に伴い製品のストック場所が手狭になったことから隣接地に資材置場を確保し作業の効率化を図るものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請11番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅敷地を整備する計画であります。申請人の◎◎◎◎は宅地建物取引業を営んでおり、今回、西側の宅地部分も含め4区画の分譲地を計画するものであります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり更地での分譲が可能となり、第3種農地、「原則許可」案件となります。

5条申請12番は、大沢野大久保地区において、農家分家住宅を建築する計画であります。実家の農業を手伝うこと、また、相互扶助のため申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請13番は、大沢野船嶽地区において、植林の計画であります。申請人の▽▽▽▽は、木材伐採及び販売、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業を営んでおります。申請地は廃村により40年近い月日が経過しており、現況の田畑は既に林地化しており、農地への復元は不可能な状態であります。今回、申請地も含めた周辺一帯において、広葉樹の植林を行い、その材木をキノコ栽培や家具製作の材料として利用する計画であります。申請地は、森林に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請14番は、大山地域大庄地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の▼▼▼▼は、精密板金を取り扱うメーカー企業であり、事業拡大に伴い、既存地の駐車スペースに工場を増築した結果、従業員の駐車場が不足し、今回、隣接地において駐車場を整備する計画であります。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請15番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請16番は、婦中熊野地区において、分家住宅を建築する計画であります。申請人は現在アパートで生活をしておりますが、家族が増え手狭となることから、また、実家との相互扶助のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

議案書12ページをご覧ください。

5条申請17番は、婦中地域古里地区において、一般住宅を建築する計画であります。農作業を手伝うこと、また祖母の介護のため申請地と宅地の一部を使用し住宅を建築するものであります。申請地は、河川、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請18番は、婦中地域音川地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の◇◇◇◇は本社が東京にあり、婦中町外輪野にある工場で主に自動車部品の製造をしております。既存地において1月に新たな工場を新設したため従業員の駐車場が手狭になったことから隣接地に駐車場を整備する計画であります。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

16番と18番については、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 16番についてですが、9月28日に高田推進委員及び担当行政書士の3名で現地確認しました。違反転用はなく、また、転用することで農業用排水路の機能に支障が生じないこと、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れが無いことを確認しております。

18番は五十嵐委員の担当であります。9月30日に奥村推進委員及び譲渡人の2名で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能にまた、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。



会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第31号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第32号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書のページは13ページです。議案第32号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。

1番は9ページ5条申請5番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できず、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第32号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、14ページから20ページです。

利用権設定は、今回は50件の貸し手から申し出があり、契約期

間は、3～5年が23件、6～9年が4件、10年が23件です。  
設定面積は、201,479㎡です。

16ページ1番から18ページ23番までは、農地中間管理機構を通すものであります。18ページ24番から20ページ50番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第34号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号非農地証明書の交付についてご説明いたします。  
議案書のページは、21ページから22ページです。  
耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。  
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第34号非農地証明書について、申請どおり「交付」することといたします。

会 長 続きまして、議案第35号富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱制定の件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第35号富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱制定の件についてご説明いたします。

議案書のページは23ページから28ページです。

本日お配りしました資料と併せてご覧ください。

富山市居住対策課では、空き家の有効活用及び定住促進による地域活性化を図るため、空き家を売りたい・貸したいと希望される所有者の方からの情報をホームページで提供しております。

その空き家に農地が付随している場合、購入または借入希望者が農地法第3条の要件を満たす必要があります。しかし、空き家に付随する農地は小面積であり、この農地だけ取得する場合には下限面積を満たせないこととなります。

農地の権利移転ができないと空き家も売れ残ることになり、空き家の有効活用及び定住促進の妨げの要因となります。

そこで、「富山市空き家の付随した農地の別段の面積取扱要綱」を制定し、農地法第3条の許可要件のうち下限面積要件を引き下げ、農地を取得し易くするものです。

このような取組は全国で行われており、令和3年4月12日現在で367市町村、県内では立山町と南砺市で設定しております。

次に、農地法第3条の許可要件についてですが、主なものとして

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること
- ② 必要な農作業に常時従事すること
- ③ 一定の面積を経営すること
- ④ 周辺の農地利用に支障がないこと

があります。

このうち③の要件の「一定の面積」については、原則50a以上とされておりますが、地域の実情に応じて一定の区域について、農業委員会の判断でこれよりも小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能です。本市においては、中山間地域において10aの別段の面積を設定しているところがあります。

空き家に付随する農地は小面積であり、この農地だけ取得する場合には下限面積を満たせないこととなることから、既に別段の面積に設定している地域に加え、空き家に付随した農地1筆ごとに別段の面積を設定するものです。

どちらかという、農業を本格的に始めようとする人の支援とい

うよりは、家庭菜園をしながらスローライフを楽しみたいと考える移住者が農地を取得しやすくなることにより、空き家の有効活用及び定住促進を図るのが目的です。

別段の面積の基準は、農地法施行規則第17条第1項及び第2項において規定されております。

第1項では、平均規模が小さい地域を対象とし、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域を設定区域とし、aを単位として10a以上の面積で、かつ、設定しようとする面積未満の農地を耕作する者の数がその区域の耕作者総数の40%を下らないように別段の面積を定めることができます。例えば、20a未満の農地を耕作する者が全体の耕作者の4割以上いる区域では、20a以上の面積を別段の面積として設定可能です。

第2項では、担い手が不足している地域を対象といたしまして、次の2つの要件、

- ① 設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地やその他適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること
- ② 設定区域の位置と規模からみて、50a（北海道では2ha）未満の農地を耕作する者の数が増加することにより、設定区域とその周辺の地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと

このいずれにも該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、設定区域とその周辺の地域における農地の保有や利用の現況と将来の見通し等からみて、「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を別段の面積とすることができます。（既に本市の中山間地域で設定されている別段の面積はこちらの規定を適用している。）

第2項の規定による場合は10a未満で設定することが可能で、空き家に付随した農地の別段の面積を設定する場合は、この第2項の規定によるものとなります。

本市では、空き家に付随した農地の場合の下限面積を0.1aと考へており、対象は富山市全域でその都度指定する1筆ごとの農地となります。

他市町村の下限面積については、【参考1】のとおりです。半数以上の市町村が下限面積を1aに設定しておりますが、0.01aとしている市町村もあります。立山町と南砺市はともに0.1aです。

次に参考②の事務の流れをご覧ください。

まずは、申請者が居住対策課にて「富山市空き家情報バンク」への登録申請と空き家に付随した農地に別段の面積を設定するため、「空き家に付随した農地の指定申請書」を農業委員会に提出します。

①と②の手続きは同時進行か、農業委員会での手続きが先行する

ことになるかと思えます。

申請を受け、農業委員と推進委員が現地確認を行い、農地の現況等を確認し、月次総会にて別段の面積の設定について審議します。議決後に告示を行い、結果を農地所有者に通知します。

空き家の購入希望者が現れましたら、③当事者間で空き家の売買契約を締結し、農地法第3条許可申請をしていただきます。④その後は通常の3条申請と同様、現地確認を行い、総会で審議いたします。許可が下りましたら、⑤農地の所有権移転登記完了後、⑥空き家に付随した農地の指定解除、別段の面積からの除外について再度月次総会にて審議し、議決後に告示します。

以上が事務の流れです。

なお、取扱要綱の施行日が空欄となっておりますが、居住対策課との協議が整い次第といたします。

以上でございます。

会 長        それでは、ただ今、説明及び報告がありました富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱制定の件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思えます。

会 長        特にご意見、ご質問等がないようですので、富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱制定の件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長        異議なしとのことですので、議案第35号相富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱制定の件について、ご異議なしと認め、制定することといたします。

会 長        続きまして、議案第36号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局        議案第36号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてご説明いたします。

議案書のページは29ページから33ページです。

8月月次総会で案をお配りし、委員及び推進委員のみなさまからいただいたご意見を反映させたものを、9月6日開催の運営委員会でご協議いただき了承していただきました。変更箇所は、8月月次総会で提示した案に対して、2、3か所の文言の修正のみです。

以上でございます。

会 長        それでは、ただ今、説明がありました農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長        特にご意見、ご質問等がないようですので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長        異議なしとのことですので、議案第36号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、ご異議なしと認め、制定することといたします。

会 長        続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項第30号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第31号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第33号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて  
報告事項第34号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて  
報告事項第35号 農地所有適格法人報告書の要件確認について  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局        報告事項第30号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。  
議案書は34ページから43ページです。  
今回の受理件数は22件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。  
報告事項第31号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。  
議案書のページは44ページから55ページまでです。  
今回の受理件数は、4条が4件、5条が27件、合わせて31件、面積は合わせて26,021.74㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

51ページ17番については、令和3年7月に、5条で届出されましたが、譲受人が変更になったものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、47ページ5条の5番、49ページ5条の11番、53ページ5条の23番です。

報告事項第32号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、56ページから59ページです。

解約件数は10件で、解約面積は62,349㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第33号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書のページは60ページです。

1番については、平成3年6月15日付で、農機具格納庫の目的で転用許可しましたが、計画が中止となったため取消すものです。

報告事項第34号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは61ページです。

報告第31号51ページの17番で説明したとおり、譲受人が変更になったため取り消すものです。

報告事項第35号農地所有適格法人報告書の要件確認について、ご報告いたします。議案書は、62ページから67ページです。

農地法第6条では、「農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有している農地をその法人の耕作に供しているものは、毎年農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

農業委員会は提出された報告書を基に、法人が農地所有適格法人の4つの要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員の総会で報告することになっております。

その要件とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件であります。

農地所有適格法人で報告の義務がある97法人のうち、提出のあった96法人について、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つの要件を確認しましたところ、すべて満たしてました。

15番の◆◆◆◆につきましては、令和3年8月19日に破産手続を開始したため提出はありません。所有農地につきましては、破産管財人から譲渡先を探しているとの報告を受けております。

以上でございます。

会長　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等  
がありましたら承りたいと思います。

会長　特に何もないようですので、これもちまして、2. 議案・報告  
事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局よ  
り説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、あ  
りがとうございました。